

【立ち会い分娩の再開について】

令和4年10月3日

＜再開日時＞

令和4年10月17日（月）午前10時から（時間厳守です）

＜立ち会いの条件＞

- 1、立ち会いができる人は配偶者・実母・パートナーのいずれかお1人のみ
- 2、「体調管理表」*1による、体調の管理を分娩日の1週間以上前からつけている
*入院時に持参ください、お忘れになると立ち会いができません
*前1週間の間で症状がある場合は立ち会いをご遠慮いただくことがあります
- 3、感染に関する「問診票」で該当項目が無い（ひとつでも該当するものがある方は立ち会いができません）
- 4、新型コロナワクチンを3回以上接種している
*入院時に「接種済証」の確認をしますので忘れずにご持参ください
- 5、感染対策用品*2を着用（費用がかかります）

*1 当院のHPからダウンロードできます

*2 入院時、お渡しいたします。着用を拒否されると立ち会いはできません

なお、入院の面会制限や外来の付添の禁止は継続させていただきます。
ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。